

ほの国消防団・消防団応援事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東三河地域（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）の消防団員に対する福利厚生の充実、地域防災力の向上並びに地域の活性化を図ることを目的として、消防団員等に対してサービスを提供する事業所・店舗等（以下「消防団応援事業所」という。）の登録及び消防団員等が消防団応援事業所を利用する際に必要な事項について定めるものとする。

(名称)

第2条 事業名称については「ほの国消防団・消防団応援事業」とする。

(実施主体)

第3条 この事業は、東三河地域の各市町村が相互に協力し実施するものであり、消防団員証の発行及び消防団応援事業所の登録等については、各市町村により実施するものとする。

(登録)

第4条 消防団応援事業所に登録しようとする事業所は、消防長に、別紙様式1に定める「ほの国消防団・消防団応援事業所登録届」（以下「登録届」という。）を提出するものとする。ただし次に掲げる企業及び店舗等については、登録を行わないこととする。

- (1) 宗教活動及び政治活動に関するもの
- (2) 暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第3条各号に掲げるもの
- (3) 各種法令等に違反しているものまたはその恐れのあるもの
- (4) 通信販売及びインターネットによる販売など対面販売を前提としないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、登録が適当でないと認めるもの

(登録済証及び表示標の交付)

第5条 消防長は、消防団応援事業所の登録を行った場合は、事業所に、別紙様式2に定めるほの国消防団・消防団応援事業所登録済証（以下「登録済証」という。）及び別紙様式3に定める表示標（以下「表示標」という。）を交付するものとする。

(表示標の表示)

第6条 消防団応援事業所は、次に掲げる場所等に表示標を表示することができる。

- (1) 表示標を交付された事業所の見やすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、電気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

(身分証等の提示)

第7条 消防団員は、消防団応援事業所からサービス等の提供を受ける場合に、豊橋市消防団規則に定められた消防団員証を提示しなければならない。

- 2 団員の家族が消防団応援事業所からサービス等の提供を受ける場合は、別紙様式4に定める「豊橋市消防団員家族施設利用証」を提示しなければならない。

(消防団応援事業所の公表)

第8条 消防団応援事業所の名称等について、ホームページ等により公表することができる。

(登録の取消し)

第9条 消防団応援事業所が事業を廃止等したとき又は偽りその他不正な手段により登録を受けたとき若しくは、その他消防団応援事業所としての登録が適当でないとき認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により登録を取り消された事業所は、速やかに登録済証及び表示標を返還しなければならない。

(サービス等の提供の停止)

第10条 消防団応援事業所は、都合により消防団員及びその家族に対するサービス等を停止することができる。この場合において、当該事業所は、その旨を連絡しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、東三河地域市町村の協議により定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式1

ほの国消防団・消防団応援事業所 登録届

登録番号
※1

豊橋市消防長様

年 月 日

ふりがな
事業所名称:※2 _____
ふりがな
代表者職・氏名: _____
事業所住所: _____
事業所電話番号: _____

当事業所は、「ほの国消防団・消防団応援事業所」として、下記のとおり協力又はサービス等を提供することにより、ほの国消防団を応援します。

記

協力又はサービス等の内容	対象	注意事項等

※1 当欄には、何も記入しないでください。

※2 事業所の名称は、省略することなく、正式にご記入ください。

なお、ご記入いただいた情報は、ホームページ等で公開いたします。

下記のサービス内容はあくまで一例です。各事業所独自のサービスを提供いただいても結構です。

協力又はサービス等の例

協力又はサービス等の内容	対象	注意事項等
・全品50円引き ・購入金額の10%割引 ・ランチ全品にドリンクをサービス ・1000円以上購入で10%OFF ・ライス大盛り無料 ・ワンゲーム無料	・団員及び家族 ・団員のみ ・団員を含む団体全員 ・会員である団員のみ ・団員1名につき、同伴者2名まで ・団員1名につき、1名まで	・家族利用証の提示でも利用可 ・他のサービス券等は、併用不可 ・ランチ以外は対象外 ・一日一回／一人に限る ・お食事の方に限る ・3ゲーム以上プレイした方に限る

様式2

ほの国消防団・消防団応援事業所登録済証

第 号
年 月 日

豊橋市消防長 氏名 印

下記の事業所は、ほの国消防団・消防団応援事業所設置要綱第5条に基づき、登録したことを証明します。

(担当 0532 - 51 - 3111)

記

登録者	住 所	
	氏 名	
事業所	所在地	
	名 称	

※ 事業の廃止または都合によりサービスを停止する場合は、登録済証及び表示標を返還して下さい。

様式3



備考 大きさは、直径12センチメートルの円とする。

(表面)

<h2>豊橋市消防団員家族施設利用証</h2>	
所属分団名 _____	氏名 _____
本利用証は、上記消防団員の家族を証明するものです。	
家族氏名 _____	
 あいち 消防団応援の店	 全国 消防団応援の店
年 月 日発行	
任命権者 _____ 印	
利用証の有効期限	
年 月 日 ~ 年 月 日	

(裏面)

【注意事項】	
1 本利用証は、豊橋市消防本部が実施する豊橋市消防団応援事業における公共施設使用料等減免及びほの国消防団応援事業所の利用時に家族であることを証明するため交付するものです。	
2 本利用証は、対象公共施設の入場及び消防団応援事業所の利用の際に提示してください。(公共施設は団員と同伴に限り利用可)	
3 本利用証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。	
4 本利用証を紛失した場合は、速やかに申し出てください。	
5 本利用証は、家族氏名欄へ記載の本人以外は使用できません。	
6 有効期限を過ぎた利用証は無効となります。	
※本利用証は全国消防団応援の店・あいち消防団応援の店で利用可能です。	
豊橋市消防本部	

備考 大きさは、横8.5センチメートル、縦5.5センチメートルとする。